

# 法令および定款に基づくインターネット開示事項

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 事業報告

- ・ 新株予約権に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

## 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
  - ・ 連結注記表

## 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
  - ・ 個別注記表

## 東北電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 新株予約権に関する事項

1. 当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員（取締役であるものを除く。）が保有する新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 新株予約権の数  
9,567個
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
普通株式956,700株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）が保有する新株予約権の内容の概要

回次（発行価額）	行使期間	個数	保有者数
第1回（160,800円）	2010年8月3日から2035年8月2日まで	155個	3名
第2回（82,100円）	2011年8月2日から2036年8月1日まで	379個	5名
第3回（48,000円）	2012年8月2日から2037年8月1日まで	467個	6名
第4回（122,900円）	2013年8月2日から2038年8月1日まで	430個	7名
第5回（115,500円）	2014年8月2日から2039年8月1日まで	590個	9名
第6回（171,300円）	2015年8月4日から2040年8月3日まで	476個	9名
第7回（123,400円）	2016年8月2日から2041年8月1日まで	661個	10名
第8回（141,500円）	2017年8月2日から2042年8月1日まで	586個	10名
第9回（131,200円）	2018年8月2日から2043年8月1日まで	744個	10名
第10回（95,700円）	2019年8月2日から2044年8月1日まで	962個	10名

2. 当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員（取締役であるものを除く。）に交付した新株予約権の状況

- (1) 発行した新株予約権の数  
2,714個
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
普通株式271,400株（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の発行価額  
1個当たり95,700円
- (4) 新株予約権の行使価額  
1株当たり1円
- (5) 新株予約権の行使期間  
2019年8月2日から2044年8月1日まで
- (6) 新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- (7) 当社執行役員（取締役であるものを除く。）に交付した新株予約権の内訳

新株予約権の数	交付者数
1,752個	35名

3. その他新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

○ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名 称	2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
社債の発行日	2015年12月3日
新株予約権の数	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,906.6円
新株予約権の行使期間	2015年12月17日から2020年11月19日まで (行使請求受付場所現地時間)
社債の残高	700億円

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

なお、2020年3月26日開催の取締役会において、原子力関連会議体の統合を踏まえた改正を決議しております。

当社は、社会の一員として法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進するため、「業務の適正を確保するための体制」を次のとおり整備し、お客さま、地域の方々、株主・投資家の皆さま、お取引先の方々などから信頼され選択される企業を目指す。

【1】経営管理に関する体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款・社内規程に定められた決議事項および経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。
- ② 取締役会において決定した役割に基づき、取締役は、法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し、その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに、相互に監督を行う。
- ③ 独立性を確保した社外取締役の参画により、客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。
- ④ 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員および常務執行役員（以下、あわせて「役付執行役員」という。）が業務執行を担う体制とし、「監督」と「執行」の役割を分担することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。
- ⑤ 役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催する。経営会議では、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。
- ⑥ 役付執行役員は、事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに、適切にマネジメントサイクルを展開することで、効率的な業務執行を推進する。
- ⑦ 取締役、執行役員および使用人（以下、あわせて「取締役等」という。）は、職務執行の適正および効率性を確保するため、法令・定款・取締役会決議および社内規程等に基づき、職務を執行する。
- ⑧ 取締役等の職務の執行に関わる文書、電磁的情報その他の情報等については、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役は、いつでもこれを閲覧することができる。

【2】企業倫理・法令遵守に関する体制

- ① 取締役会は、東北電力グループCSR方針および東北電力グループ行動指針を策定し、社長執行役員を議長とするCSR推進会議の下、企業グループが一体となったCSRを推進する。取締役および執行役員は本方針・指針を率先垂範するとともに、自らの役割としてその定着と徹底を図る。
- ② 社長執行役員を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置し、東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針を定め、コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下、各事業所においては企業倫理推進活動の責任者を中心に、東北電力グループ行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。
- ③ 企業倫理相談窓口を設置し、相談者（当社取締役等、グループ会社の取締役、使用人および監査役ならびに取引先等の関係者）の保護を図りながら、相談案件の調査等を行う。
- ④ 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
- ⑤ 企業倫理・法令遵守に関する取り組み等については、企業倫理・法令遵守委員会および取締役会へ定期的に報告する。

【3】損失の危険の管理に関する体制

- ① 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限および社内規程を整備する。
- ② 定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を各部門が策定する毎年度の事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
- ③ 自然災害および原子力災害等に関わるリスクへの対応について、定期的に訓練を行い、これらの事象が発生した場合は非常災害対策本部等を設置し、適切に対応する。
- ④ 原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について、原子力安全推進会議を設置し、定期的に安全性の評価・分析、リスク低減に向けた対応策等を検討し、適切に対応する。
- ⑤ 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため、危機管理委員会を設置し、リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有等に取り組む。これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき対策本部を設置し、適切に対応する。
- ⑥ リスク管理の状況については、必要に応じて取締役会等に報告する。

【4】内部監査に関する体制

- ① 経営管理、企業倫理・法令遵守および損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため、社長執行役員直属の内部監査部門を設置して、当社、子会社および主要な関連会社（以下、子会社および主要な関連会社を「子会社等」という。）に対し内部監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、経営会議、取締役会および監査等委員会に報告する。
- ② 内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努める。

【5】子会社等における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社等の経営管理に関する体制

子会社等における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、各社の経営に関する重要な計画およびその進捗状況の報告を受けるとともに、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。また、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ経営会議の開催、共同施策の実施などにより、企業グループ経営を推進する。

(2) 子会社等の企業倫理・法令遵守に関する体制

東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、企業グループ一体となった活動を実施するとともに、子会社等に対し、東北電力グループCSR方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、指導・助言を実施する。

(3) 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

子会社等から経営に関する重要事項の事前協議および報告を受け、各社における重大なリスクを把握するとともに、指導・助言を実施する。また、子会社等における重大なリスクおよび企業倫理・法令違反については、取締役会等に報告し適切に対応する。

【6】監査等委員会に関する体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、同室に所属する使用人を置く。
- ② 監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人（以下、あわせて「監査等特命役員等」という。）の監査等委員会に関する職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ③ 監査等特命役員等の人事に関して、事前に監査等委員会と協議する。
- ④ 監査等特命役員等に対して、監査等委員会の指示に基づき業務を遂行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

(2) 監査等委員会等への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- ② 取締役等は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査等委員会または監査等委員（以下、あわせて「監査等委員会等」という。）に報告する。
- ③ 取締役等は、監査等委員会等または監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。
- ④ 企業倫理相談窓口に対する相談案件の概要について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ グループ会社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、当社の取締役等は、監査等委員会等に報告する。

(3) 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

(4) 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは、これを負担する。

(5) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできるとともに、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ② 監査等特命役員は、取締役会、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできるとともに、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ③ 代表取締役、監査等委員および監査等特命役員は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。
- ④ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるなど、内部監査部門と相互に連携を図る。
- ⑤ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、会計監査人との協議を行い相互に連携を図る。
- ⑥ 監査等委員および監査等特命役員は、子会社等の監査役との間で定例の会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

なお、当年度における運用状況の概要は、同基本方針の改正前の内容に基づくものであります。

(1) 経営管理に関する体制

当社は、取締役会を原則毎月開催し（当年度は12回開催）、法令・定款・社内規程に定められた事項および経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役から業務執行についての定期的な報告を受け、職務の執行を相互に監督しております。また、独立性を確保した社外取締役を選任し、取締役会等を通して客観的・中立的かつ多様な視点からの発言や助言を受けることなどにより、監督機能を強化しております。

役付執行役員により構成される経営会議を原則毎週開催して（当年度は48回開催）、取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務について様々な観点から協議し、効率的な業務執行を推進しております。具体的には、取締役会で決議された「東北電力グループ経営ビジョン」、「東北電力グループ中期経営方針（2017～2020年度）」に基づき、各カンパニー・本部は経営会議に中期計画を付議のうえ策定し、実施状況を報告するなど、的確にマネジメントサイクルを展開しております。なお、2020年度の中期計画は、取締役会で決議された「東北電力グループ中長期ビジョン（2020年2月公表）」を踏まえ、策定しております。

法令・定款・取締役会決議等に基づき社内規程等を定め、組織、職務権限等を明確化するとともに適切な範囲で権限行使を行うなど、適正かつ効率的に職務を執行しております。職務の執行に係わる文書、電磁的情報、その他情報等については、社内規程に基づき適切に管理・保存しております。

(2) 企業倫理・法令遵守に関する体制

「東北電力グループCSR方針」、「東北電力グループ行動指針」、「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」を策定するとともに、社長執行役員を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」を開催し、年度ごとに策定する「企業倫理・法令遵守活動計画」に則って企業倫理・法令遵守活動を展開しております。具体的には、当社およびグループ会社の経営層を対象とした「東北電力グループ企業倫理・法令遵守トップセミナー」を開催したほか、トップメッセージの発信、階層別の教育・研修の実施、「東北電力グループ企業倫理月間」における企業グループ一体となった啓発活動、使用人を対象とした「企業倫理アンケート」による意識調査、取り組みの自己評価および改善等、各種活動を展開しております。

また、「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し、企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反等について早期発見と是正に努めるとともに、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、社内規程に基づき適切に対応しております。

これら企業倫理・法令遵守に対する取り組みについては、企業倫理・法令遵守委員会および取締役会へ定期的に報告し、継続的に改

善を図っております。

なお、2018年4月に公表いたしました「当社設備工事における工事費負担金の精算誤り」に関しては、速やかに社内調査検討委員会を設置して発生要因の分析等を行い、新たに業務品質保証体制の構築を図るとともに、基本的業務の総点検などの再発防止対策を実施しました。

### (3) 損失の危険の管理に関する体制

リスク管理に係る会議体や権限規程を整備するとともに、定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し、リスクの認識、分析・評価を行い、重要なリスクへの対応については、各カンパニー・本部の中期計画や各室部の年度業務計画に織り込むなど、的確にマネジメントサイクルを展開しております。自然災害および原子力災害等に係るリスクについては、「防災業務計画」、「非常災害対策実施基準」、「原子力災害対策実施基準」等を定めるとともに、自治体等と連携のうえ、本店非常災害訓練、原子力発電所防災訓練など定期的に訓練を実施しております。令和元年東日本台風（2019年10月）による災害では、延べ約14万5千戸が停電しましたが、2日間で約97%の停電を解消しました。

特に、原子力に係るリスクについては、自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため、「原子力リスク検討委員会」を開催し、原子力リスクの評価・分析、リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。

また、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある危機に対しては、「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有の取り組みを行うとともに、活動状況については、「危機管理委員会」で検証し、適宜見直しを行っております。

リスク管理の状況については、必要に応じて取締役会等に報告し、適切に対処しております。

### (4) 内部監査に関する体制

内部監査部門は、計画に基づき当社および子会社等に対して業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果を定期的に社長執行役員、経営会議および取締役会に報告しております。

また、監査等委員会に内部監査の状況を定期的に報告するとともに、監査等委員会および会計監査人と定期的に意見交換等を行っております。

### (5) 子会社等における業務の適正を確保するための体制

#### ① 子会社等の経営管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め、子会社等の重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施しております。また、定期的な企業グループ経営会議などにより、「東北電力グループ中長期ビジョン」等を周知するとともに、継続的に効率化・生産性向上施策を検討・実施しております。

#### ② 子会社等の企業倫理・法令遵守に関する体制

「東北電力グループ企業倫理月間」や、グループ会社各社との連絡会等の機会を捉えた各社への支援を通じ、グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の徹底を図るとともに、「東北電力グループCSR方針」および「東北電力グループ行動指針」を踏まえて各社の行動指針を策定させております。

#### ③ 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」により、子会社等における重大なリスクについて事前協議および報告を求め、指導・助言をしております。また、「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の情報連携ルール」を定めて、危機管理および非常災害時の体制を確立しております。

「東北電力企業倫理相談窓口」への相談等によりグループ会社の法令違反等を把握した場合は、取締役会および企業倫理・法令遵守委員会に報告し適切に対応しております。

### (6) 監査等委員会に関する体制

#### ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

「監査等委員会規程」および「組織規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき監査等特命役員を置くとともに、専任の補助使用人が所属する「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置し、監査等委員でない取締役から独立させております。監査等特命役員等の人事については、事前に監査等委員会と協議をしております。

また、監査等特命役員等に対し、監査等委員会の指示に基づく業務遂行をしたことを理由とする不利な取扱いを行っておりません。

#### ② 監査等委員会等への報告に関する体制

監査等委員会を原則毎月開催（当年度は12回開催）しております。

当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や業務執行上重要な事項は、随時、監査等委員会等へ報告するとともに、監査等委員会等や監査等特命役員が監査において求めた事項については全て報告しております。

「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況について定期的に監査等委員会に報告しております。また、グループ会社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反を把握した場合は、適宜、監査等委員会等へ報告しております。

#### ③ 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう周知徹底しております。

#### ④ 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用の負担については、適切に対応しております。

#### ⑤ その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員、監査等特命役員は、取締役会および経営会議等の重要な諸会議に出席しているほか、各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。

監査等委員、監査等特命役員は代表取締役との間で、また、内部監査担当取締役、会計監査人の三者との間でそれぞれ定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

監査等委員会等は、内部監査部門から内部監査の結果等について情報提供を受ける等、相互に連携を図っております。

監査等委員および監査等特命役員は、子会社等の監査役と定期的に会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行っております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	251,441	22,558	499,132	△ 6,788	766,343
当連結会計年度変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 168			△ 168
剰余金の配当			△ 19,971		△ 19,971
親会社株主に帰属する当期純利益			63,074		63,074
自己株式の取得				△ 20	△ 20
自己株式の処分			△ 88	244	155
土地再評価差額金の取崩			41		41
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△ 168	43,055	223	43,110
当連結会計年度末残高	251,441	22,390	542,187	△ 6,564	809,454

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,072	△ 908	△ 854	179	△ 5,666	△ 4,176	1,013	70,530	833,711
当連結会計年度変動額									
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△ 168
剰余金の配当									△ 19,971
親会社株主に帰属する当期純利益									63,074
自己株式の取得									△ 20
自己株式の処分									155
土地再評価差額金の取崩									41
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 2,875	290	△ 41	△ 468	△ 11,061	△ 14,156	107	1,404	△ 12,644
当連結会計年度変動額合計	△ 2,875	290	△ 41	△ 468	△ 11,061	△ 14,156	107	1,404	30,465
当連結会計年度末残高	197	△ 618	△ 895	△ 288	△ 16,727	△ 18,332	1,120	71,935	864,177

# 連結注記表

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

50社（すべての子会社を連結の範囲に含めている）

酒田共同火力発電株式会社、日本海エル・エヌ・ジー株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社ユアテック、東北自然エネルギー株式会社、TDGビジネスサポート株式会社、東日本興業株式会社、東北発電工業株式会社、東北エネルギーサービス株式会社、東北電力エナジートレーディング株式会社、東北天然ガス株式会社

#### ② 東北電力ネットワーク株式会社は、新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

なお、前連結会計年度において連結子会社であった宮城電設株式会社は、同じく連結子会社であった株式会社テクス宮城及び株式会社大雄電工を吸収合併し、商号を株式会社ユアテック宮城サービスに変更している。

また、会津碍子株式会社は、当社保有株式の一部を売却したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

5社

相馬共同火力発電株式会社、常磐共同火力株式会社、株式会社東急パワーサプライ、株式会社シナジアパワー、荒川水力電気株式会社

#### ② 持分法を適用しない関連会社12社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しい。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

その他有価証券のうち、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっている。

##### b. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

災害復旧費用引当金は、東日本大震災、新潟・福島豪雨及び令和元年東日本台風により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

#### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

##### (a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### (b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理することとしている。過去勤務費用は、主として、その発生時に全額を費用処理している。

##### b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

##### c. 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

##### d. 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という）に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、機構に納付する拠出金には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たさ

れ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、2019年度までの間、各連結会計年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

なお、当該処理は当連結会計年度で完了した。

e. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。	
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	1,050,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	307,707百万円
② 当社及び一部の連結子会社が出資する会社の借入金の担保に供している。	
長期投資	986百万円
③ 一部の連結子会社の資産は借入金の担保に供している。	
その他の固定資産	29,071百万円
上記資産を担保としている債務	
長期借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	160百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,687,415百万円

(3) 保証債務等

① 社債、借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	53,960百万円
日本原子力発電株式会社	7,312百万円
エムティーファルコンホールディングス	3,106百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	1,378百万円
従業員(財形住宅融資)	27百万円
② 取引の履行等に対する保証債務	
サルティージョ発電会社	164百万円
リオブラボーⅡ発電会社	246百万円
リオブラボーⅢ発電会社	394百万円
リオブラボーⅣ発電会社	509百万円
アルタミラⅡ発電会社	494百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	84百万円
丸紅株式会社	8,842百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式数 502,882,585株

(2) 配当金に関する事項

① 配当金の支払額

a. 2019年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	9,984百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月27日

b. 2019年10月31日の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	9,987百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2019年9月30日
効力発生日	2019年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定である。

配当金の総額	9,986百万円
一株当たり配当額	20円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 956,700株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気事業を行うための設備資金や運転資金などを社債発行及び銀行借入などにより調達している。デリバティブ取引は、通常業務から発生する債務を対象とし、長期借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ、燃料価格変動リスクを低減することを目的とした燃料価格スワップ等を利用しており、投機目的の取引は行っていない。



また、一部の連結子会社においては、余裕資金の効率的な運用のため、元本に影響を及ぼすリスクがない複合金融商品を満期保有目的で利用している。

有価証券は、主として取引先企業の株式や満期保有目的の債券などであり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、主として電灯・電力料などの営業債権であり、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

社債及び長期借入金は、主に設備資金及び償還資金の調達を目的とし、その大部分を固定金利で調達していることから、金利変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、取引先の信用リスクに晒されているが、当該リスクを軽減するため、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき行っており、信用度の高い金融機関のみを取引相手としている。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれていない（(注2)参照）。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
①有価証券(※1)	34,486	34,136	△ 350
②現金及び預金	244,010	244,010	-
③受取手形及び売掛金	224,649	224,649	-
負債			
④社債(※2)	1,050,051	1,056,171	6,120
⑤長期借入金(※2)	1,362,607	1,385,239	22,631
⑥支払手形及び買掛金	144,616	144,616	-
デリバティブ取引(※3)	△ 866	△ 866	-

(※1) ①有価証券は、満期保有目的の債券(1年以内に償還予定のものを含む)及びその他有価証券を対象としている。

(※2) ④社債及び⑤長期借入金は、1年以内に償還・返済予定のものを含めている。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### ①有価証券

譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。地方債については、償還額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その他の債券については、取引金融機関から提示された価格によっている。

また、株式については、取引所の価格によっている。

#### ②現金及び預金、並びに③受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

### 負債

#### ④社債

市場価格をもとに時価を算定している。

#### ⑤長期借入金

固定金利による借入の時価は、元金合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映していることから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として記載しており、その時価は、取引金融機関から提示された価格によっている(下記「デリバティブ取引」参照)。

#### ⑥支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。また、複合金融商品の購入額及び評価損益等については、「①有価証券」に含めて記載している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記「⑤長期借入金」参照)。

(注2) 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額154,741百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「①有価証券」には含めていない。

## 6. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額	1,584円30銭
(2) 一株当たり当期純利益	126円32銭

## 7. その他の注記

### (1) 特別損失

令和元年東日本台風の記録的な大雨と河川の氾濫等により、当社及び連結子会社において、水力発電所建屋の浸水及び電柱の傾斜や倒壊等の設備被害が発生した。

この災害に伴い、減失資産の簿価相当額550百万円を財産偶発損、被災設備に対する災害復旧費用5,648百万円を災害特別損失として、それぞれ特別損失に計上している。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

当社は、2020年4月1日付で、一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって東北電力ネットワーク株式会社に承継させた。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

③ 分割した資産、負債の項目及び金額（2020年4月1日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,828,465 百万円	固定負債	64,414 百万円
流動資産	192,875 百万円	流動負債	273,360 百万円
合計	2,021,341 百万円	合計	337,774 百万円

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				海外投資等 損失準備金	繰越利益 剰余金	
当事業年度期首残高	251,441	26,657	62,860	6	317,665	380,532
当事業年度変動額						
剰余金の配当					△ 19,971	△ 19,971
海外投資等損失 準備金の取崩し				△ 3	3	-
当期純利益					51,659	51,659
自己株式の取得						
自己株式の処分					△ 88	△ 88
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)						
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 3	31,602	31,599
当事業年度末残高	251,441	26,657	62,860	3	349,268	412,131

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	△ 6,870	651,760	2,312	△ 908	1,403	1,013	654,178
当事業年度変動額							
剰余金の配当		△ 19,971					△ 19,971
海外投資等損失 準備金の取崩し		-					-
当期純利益		51,659					51,659
自己株式の取得	△ 20	△ 20					△ 20
自己株式の処分	244	155					155
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額 (純額)			△ 2,881	484	△ 2,397	107	△ 2,290
当事業年度変動額合計	223	31,822	△ 2,881	484	△ 2,397	107	29,532
当事業年度末残高	△ 6,646	683,583	△ 569	△ 424	△ 993	1,120	683,710

# 個別注記表

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

長期投資のうち時価のある有価証券は、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

長期投資のうち時価のない有価証券及び関係会社長期投資の有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

#### ② 貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

##### a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

#### ② 災害復旧費用引当金

東日本大震災、新潟・福島豪雨及び令和元年東日本台風により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当事業年度末における見積額を計上している。

### (4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見込額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

#### ② 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

#### ③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

#### ④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という）に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、機構に納付する拠出金には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高については、2019年度までの間、各事業年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、当該処理は当事業年度で完了した。

#### ⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 当社の総財産は、社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	1,050,000百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	307,707百万円
② 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。	
長期投資	500百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,070,519百万円
(3) 保証債務等	
① 社債、借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	53,960百万円
日本原子力発電株式会社	7,312百万円
ソーラーパワー久慈株式会社	228百万円
ソーラーパワー鱒ヶ沢株式会社	56百万円
ソーラーパワー白石株式会社	189百万円
ソーラーパワー久慈成沢株式会社	197百万円
エムティーファルコンホールディングス	3,106百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	1,378百万円
従業員（財形住宅融資）	10百万円
② 取引の履行等に対する保証債務	
サルティージョ発電会社	164百万円
リオブラボーⅡ発電会社	246百万円
リオブラボーⅢ発電会社	394百万円
リオブラボーⅣ発電会社	509百万円
アルタミラⅡ発電会社	494百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	84百万円
丸紅株式会社	8,842百万円
東北電力エナジートレーディング株式会社	17百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
長期金銭債権	11,153百万円
短期金銭債権	1,947百万円
長期金銭債務	5,696百万円
短期金銭債務	65,046百万円
(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額	
ガス供給事業	
専用固定資産	2,154百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	322百万円
合計額	2,477百万円
熱供給事業	
専用固定資産	0百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	1百万円
合計額	1百万円
3. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高の総額	
営業取引高	
費用	268,556百万円
収益	93,267百万円
営業取引以外の取引高	5,060百万円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度の末日における自己株式の数	3,532,836株
5. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	36,267百万円
資産除去債務	23,132百万円
繰延収益	20,478百万円
その他	87,955百万円
繰延税金資産小計	167,833百万円
評価性引当額	△ 31,147百万円
繰延税金資産合計	136,686百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 16,306百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 6,809百万円
その他有価証券評価差額金	△ 758百万円
その他	△ 3百万円

繰延税金負債合計  
繰延税金資産の純額

△ 23,879百万円  
112,807百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TDG ビジネス サポート(株)	所有 直接 100.0	資金の貸借	資金の貸付 (注) 1. (1)	111,412	-	-
子会社	東北 インテリジェント 通信(株)	所有 直接 100.0	当社設備及び技術を利用した通信事業	受取配当金 (注) 1. (2)	1,492	-	-
子会社	東北発電工業(株)	所有 直接 100.0	当社の設備の拡充や保全のための工事施工	受取配当金 (注) 1. (2)	1,436	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、当社調達金利にスプレッドを加え決定している。  
(2) 配当金については、子会社の分配可能額から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上、決定している。

7. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額 1,366円96銭  
(2) 一株当たり当期純利益 103円46銭

8. その他の注記

(1) 特別損失

令和元年東日本台風の記録的な大雨と河川の氾濫等により、水力発電所建屋の浸水及び電柱の傾斜や倒壊等の設備被害が発生した。この災害に伴い、減失資産の簿価相当額468百万円を財産偶発損、被災設備に対する災害復旧費用5,351百万円を災害特別損失として、それぞれ特別損失に計上している。

(2) 共通支配下の取引等

① 取引の概要

当社は、2020年4月1日付で、一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって東北電力ネットワーク株式会社に承継させた。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)等に基づき、共通支配下の取引として処理している。なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

③ 分割した資産、負債の項目及び金額 (2020年4月1日現在)

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,828,465 百万円	固定負債	64,414 百万円
流動資産	192,875 百万円	流動負債	273,360 百万円
合計	2,021,341 百万円	合計	337,774 百万円